

随意契約及び比較見積を省略する理由書

本工事は、大阪第6地方合同庁舎（仮称）整備等事業における庁舎建設工事完成後（令和4年9月末予定）に、近畿地方整備局等の防災関係機関が当該庁舎への移転に伴い、大阪府防災行政無線システム（以下、「無線システム」という。）の移設工事が必要となることから、光ケーブル等配線の敷設並びに無線設備の移設、試験調整等の機能確保を行うための対策工事です。

今回、工事の対象となる無線システムは、平成24年度から平成26年度にかけて日本電気株式会社関西支社が設計、製作、施工したものであり、各機器とのインターフェイス、データ伝送に伴う信号処理方法などについて独自に開発・設計した制御技術、信号処理技術が採用されており、機器改造の実施にあたっては、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力及び無線システム全体の機能動作試験を行う必要があり、無線設備が常時稼働中であることから、運用停止期間を最小限にするためにも、他社では実施できないものであります。

以上のことから、無線システムの設計・製作・施工を実施した日本電気株式会社関西支社以外にその能力を有するものがないため、大阪府財務規則62条運用2（2）アに基づき比較見積り書を省略し、同社のみより見積りを徴収することとし、その見積り価格が予定価格内であったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。